平成２３年（フ）第９６号
岐阜市大洞緑山１丁目19番11号
債務者　粥川　郁夫
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅井　直美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１４０号
岐阜市大洞緑山１丁目19番11号
債務者　粥川さとみ
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅井　直美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１２７号
福井県丹生郡越前町織田第115号33番地
債務者　水島ゆき子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野坂　佳生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第５５号
山形県東村山郡中山町大字長崎4427番地１
債務者　芳賀　和子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９号
宮城県登米市米山町中津山字山ノ上57番地１
債務者　布田　信一（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第６２号
岐阜県大垣市見取町１丁目108番地３
債務者　中島　積厚
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第５６４号
名古屋市中村区名駅５丁目10番７号　花車ビル中館502号
債務者　山田　　諭
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８７１３号
大阪市北区本庄西３丁目１―10　ゼウス梅田アクア201号室、住民票上の住所大阪市北区長柄東２丁目１番24―612号
債務者　森田　　安
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９２５号
大阪市北区中津１丁目12番11―308号
債務者　平田　利彦
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４２２号
大阪府豊中市蛍池北町２丁目３番14号
債務者　大平　隆博
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５５４号
大阪府豊能郡能勢町宿野151番地の221
債務者　雅大電気こと　田部　千尋
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６０６号
大阪府豊中市南桜塚４丁目11番10―205号
債務者　多田　一美
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６０９号
大阪府交野市星田８丁目12番３号
債務者　河野　浩幸
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６１１号
大阪府箕面市西小路２丁目３番13号
債務者　黒木　孝則
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６１６号
大阪府摂津市鳥飼新町２丁目17番20号
債務者　佐藤　飛鳥
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７１３号
大阪府門真市小路町２番１号、事業所所在地大阪府門真市小路町２―１　寿マンション302
債務者　吉田建装こと　吉田　孝広
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７４８号
大阪府池田市五月丘２丁目１番15号
債務者　井尻　雅巳
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７９１号
大阪市港区港晴２丁目４番25号　大阪市立港晴寮
債務者　牧内　敏春
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部